

地域における漁協の意義－地域活動・販売活動・付加価値化を通じて－

望月理生（東北福祉大学）

1. はじめに

2018年には「水産政策の改革」のもと漁業法を始め各法制度が改正される。当該改革では、「水産資源の適切な管理」と「水産業の成長産業化」を両立し、「漁業者の所得向上」と「年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立」が「目指すべき将来像」として示される¹⁾。上記の方向性に合わせて水産業協同組合法には、漁業協同組合（以下、漁協）が「事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨」²⁾が明記されることとなった。

その一方、沿岸地域社会や地域経済の視点から漁協をみれば、水産白書でも指摘されているように、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担い、地域の活性化にも貢献している。

本報告では、沿岸地域社会ないし地域経済の視点から漁協を捉え、地域における漁協の役割や意義を地域活動・販売活動・付加価値化を通して考察したい。採り上げる素材は2つある。ひとつは、北海道野付郡別海町の野付漁業協同組合（以下、野付漁協）における「つくり育てる漁業」の取り組みである。もうひとつは、三重県鳥羽市および志摩市（旧磯部町）に支所をもつ鳥羽磯部漁業協同組合（以下、鳥羽磯部漁協）における「漁業と観光の連携促進事業」（以下、漁観連携）である。

2. 地域活動と漁村形成－北海道野付郡別海町の野付漁協を事例として－

北海道野付郡別海町は根室半島と知床半島の上に位置し、人口は2015年時点で1万5273人³⁾となっている。当地では漁業だけでなく酪農も盛んであり、牛の飼養頭数は2016年時点で10万8456頭に上り⁴⁾、生乳生産量は日本で最も多い自治体である。

野付漁協は2019年12月31日時点で組合員数261名、准組合員10名、正職員数41名、販売取扱高は金額で89億7,923万円、数量で29,653トンとなっている⁵⁾。2017年時点の水揚げ金額はホタテガイが約102億円に対しサケは約23億円となっており、ホタテガイ漁業が「基幹漁業」⁶⁾となっている。

野付漁協では1988年から今日に至るまで植樹による漁場改善が行われており、ホタテガイやサケ、ホッカイエビ、ホッキなどで「つくり育てる漁業」の取り組みが実践されてきた。これらは持続可能な沿岸漁業を実現する取り組みであると同時に、他面で当地の自然景観を形成する取

り組みとして捉えることができる。ここでは、宮澤などの先行研究⁷⁾を踏まえつつ当該漁協の取り組みについて再構成したい。

最初に採り上げるのは野付漁協における植樹である。北海道漁協婦人部連絡協議会が1988年に「お魚殖やす植樹運動」を始め、野付漁協女性部も同年に植樹を開始する。1989年には野付湾流入河川に隣接する森林を漁協が取得して造林事業10ヶ年計画を立て、別海町森林組合に施業委託し植栽事業を展開する⁸⁾。

当地の植樹運動の背景には1973年から別海町で開始される「新酪農村建設事業」による河畔林の過度な伐採と、それに伴う河川の汚染があった⁹⁾。漁協による植樹運動が進められていくなかで、「酪農家の間にも『河川を汚染しない酪農を』との意識が、自然と広がっていった¹⁰⁾という。

植樹運動は河川や漁場の改善という目的を超え、生活協同組合連合会 首都圏コープ事業連合(パルシステム生活協同組合連合会)との産地交流のきっかけとなっていく。2001年6月には野付漁協、コープ事業連合、北海道漁業協同組合連合会の三者で「海を守るふーどの森づくり」協定を結ぶ。これにより、産直のネットワークは飛躍的に伸びていくこととなる¹¹⁾。

もうひとつ注目したい取り組みにホッケイエビ漁がある¹²⁾。当該漁協では資源量に見合った適正漁獲を迫及するため1978年以降、ホッケイエビの生態や資源量、漁具・漁法の調査研究が進められる。その成果を受けて、抱卵エビ保護のため1984年から1986年まで秋漁を休漁し、使用漁具を打瀬網に限定するなど漁業管理を徹底する。

また、当地では1972年の大時化でホッケイエビの生息地となる藻場が大幅に削り取られる災害に見舞われている。これを受け、1978年度には野付湾地区大規模増殖場造成事業が実施される。当該事業では消波ブロックを設置し藻場保護を図るとともに復元困難な場所には人口海藻を移植することで、漁場の再生を図っている。

上記の取り組みによって当地では今日、安定した漁獲が維持されている。2005年11月にラムサール条約登録湿地に「野付半島・野付湾」が認定された際には、「漁業による湿地の賢明な利用の事例」¹³⁾としてホッケイエビ漁が評価されることとなった。現在でも野付湾ではアマモをスクリーンで傷つけないため打瀬網でホッケイエビが漁獲されているが¹⁴⁾、その風景は当地の観光資源ともなっている。

本報告で採り上げた野付漁協の取り組みは持続可能な沿岸漁業を実現するためであった。しかしながら、これらの取り組みは、漁場や河川の後背地となる河畔部の自然環境を形成し、藻場造成や藻場保全によってラムサール条約登録湿地に認定される野付湾の自然環境を形成してきた。したがって、当地において野付漁協は河畔部から河川、野付湾に至る自然景観を形成してきた主体として位置づけることができる。

3. 異業種間連携と付加価値化－鳥羽磯部漁協の漁観連携¹⁵⁾を事例として－

三重県鳥羽市は全域が伊勢志摩国立公園に位置し、2015年時点の人口は19,872人、主たる産業は漁業と観光業である。鳥羽市の漁業生産高（属人）は2014年時点で18,075トン、生産額は約47億円となっている¹⁶⁾。観光入込客数は2018年時点で431万3698人となっている¹⁷⁾。

鳥羽磯部漁協は2002年10月に鳥羽市16漁協と志摩市磯部町（旧志摩郡磯部町）6漁協が合併し発足した漁協である。2019年3月末時点で正組合員数704名、准組合員数1413名、職員数は臨時職員含め94名である。当地の沿岸漁場ではイセエビ漁、サワラ漁、シラス漁、カキ養殖、ノリ養殖などが営まれており、海女漁も盛んな地域である。その一方で、近年の漁獲量減少や魚価低迷、後継者不足といった沿岸漁業で広く指摘されている課題も抱えている状況にある。

鳥羽磯部漁協と鳥羽市観光協会・鳥羽市の三者による漁観連携は2014年から進められている。連携のきっかけは当地の漁業存続に対する観光業側の危機感にあった。鳥羽市を訪れる観光客の目的のひとつに「美味しい食（海産物）」が挙げられており、当地の漁業の衰退は観光業の衰退に直結する問題であった。そこで、観光業から行政を介して漁業へ連携を提案し、漁観連携が実現することとなる。当地の漁観連携の大きな特徴は「漁業の進展なくして観光業の進展なし」という見解のもと、漁業の振興を中心に据えた点にある。

漁観連携で行われた事業は、市内事業者の鳥羽産水産物の活用状況を把握する「域内調達率調査」をはじめ、都市部からの海女見習いの受け入れ、アワビの種苗放流および中間育成、鳥羽産水産物のブランド化など多岐にわたっている。

以上の事業のうち、すでに成果が得られているものに鳥羽産水産物のブランド化がある。当地では近年サワラの豊漁が続いており、通年漁獲されていることからサワラがブランド化の対象となった。2015年からブランド化に向け市場の視察、サワラの生態調査、差別化に向けた脂肪分調査を行われ、2018年から「答志島トロさわら」ブランドとして出荷される。

「答志島トロさわら」は、一定の基準を満たすと「答志島トロさわら宣言」が出されてブランドタグをつけた出荷が始まり、一定の基準を下回ると出荷が終了する。2018年の出荷期間は10月4日から翌2019年1月7日までで、当該ブランドの漁獲量は7,339本、20.1トンであった¹⁸⁾。2019年の出荷期間は10月3日から翌2020年2月28日までで、漁獲量は12,339本、30.0トンとなっている¹⁹⁾。ブランド化2年目にあたる2019年には「答志島トロさわら」のキロ単価が2倍近くに上がる時期もあり、漁業者の所得向上に寄与する結果となっている。

「答志島トロさわら」は鳥羽市を中心に旅館やホテル、飲食店でも取り扱いがあり、鳥羽磯部漁協直営の飲食店「四季の海鮮 魚々味」でも提供されている。また、鳥羽磯部漁協と鳥羽志摩農業協同組合が出資・設立した「鳥羽マルシェ有限責任事業組合」が管理運営する²⁰⁾、鳥羽市の農水産物直売所「鳥羽マルシェ」でも当該ブランドが取り扱われている。

ブランド化したサワラについて、鳥羽市観光協会が当地の旅館等に声をかけ販路開拓を担った

点も注目される。これは、水産物の「地産地消」に貢献する取り組みであると同時に、水産物を介した「地域内経済循環」を意識的に構築する取り組みとして評価できよう。

4. おわりに

本報告では、野付漁協の「つくり育てる漁業」の取り組みと鳥羽磯部漁協の「漁観連携」を事例として地域における漁協の役割や意義をみてきた。野付漁協の取り組みでは、漁協による植樹や藻場保全・造成が地域の自然景観を歴史的に形成しており、その景観が当地の観光資源としても機能していることを指摘した。鳥羽磯部漁協の取り組みでは、当地における漁業の現状について異業種と共有し、地域の課題として採り上げ、観光業と連携することで解決が試みられていることを指摘した。

漁協が行う事業は水協法第四条にあるように、「組合員又は会員のために直接の奉仕をすること」を目的としている。しかしながら、当該事業は法制度の意図を超え、地域形成や地域経済に大きな影響を及ぼしていることが示せたであろう。2つの事例を通じてみえてくる漁協は、地域の自然景観を形成し、水産物を介した「地域内経済循環」の起点となる経済主体である。

上記の視点から漁協を捉えれば、漁業生産を担う主体としてだけでなく、自然環境を含む沿岸地域社会や地域経済の持続的発展を担う重要な主体として、地域における積極的な意義と役割を見出すことができるであろう。これはまた、漁協を「地域政策」の対象として捉える視点にもなると考えられる。

注：

1) 「水産政策の改革について(漁業法等改正法関係)」(水産庁ホームページ

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-18.pdf> 2020年5月7日アクセス)。

2) 同上。

3) 別海町総務部総合政策課『2017 別海町統計資料』(<https://betsukai.jp/profile/toukei/> 2020年5月8日アクセス)。

4) 同上。

5) 野付漁業協同組合ホームページ (<https://jf-notsuke.jp/gyokumi/gaiyo.html> 2020年5月8日アクセス)。

6) 野付漁業協同組合『業務報告書 第67年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)』。

- 7)宮澤晴彦「地域資源保全・管理に立脚した協同組合企業の展開―野付漁業協同組合の事例―」『産研論集』38号, 2009年, 1-22頁。宮澤晴彦「野付漁業協同組合 地域資源保全・管理に立脚した協同組合企業の展開」, 佐藤郁夫・森永文彦・松本源太郎編著『北海道の企業3 ビジネスをケースで学ぶ』北海道大学出版会, 2012年。田村典江「海を創る, 森を創る ―漁民の森づくりと地域管理―」, 三俣学編著『エコロジーとコモンズ ―環境ガバナンスと地域自立の思想―』晃洋書房, 2014年。
- 8)田村典江「海を創る, 森を創る ―漁民の森づくりと地域管理―」, 三俣学編著『エコロジーとコモンズ ―環境ガバナンスと地域自立の思想―』晃洋書房, 2014年。
- 9)KOKOCARA ホームページ (<https://kokocara.pal-system.co.jp/2018/09/10/growing-forest-notuke/> 2020年5月18日アクセス)。
- 10)KOKOCARA ホームページ (<https://kokocara.pal-system.co.jp/2018/09/10/growing-forest-notuke/> 2020年5月18日アクセス)。
- 11)野付漁業協同組合『飛躍』2008年。
- 12)同上。
- 13)環境省ホームページ
(https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/ramsarsitej/RamsarSites_jp_web13.pdf 2018年11月30日アクセス)。
- 14)野付漁業協同組合ホームページ (http://jf-notsuke.jp/ryo/r_hokkaebi.html 2020年5月18日アクセス)。
- 15)鳥羽市の漁観連携に係る調査は「環境省環境総合研究推進費 2019年度『共創時代における地域資源としての国立公園の保全管理モデルの構築』ST4 事業に係る調査」の成果である。
- 16)鳥羽市ホームページ (<https://www.city.toba.mie.jp/suisan/suisan/fishery/index.html> 2020年5月13日アクセス)。
- 17)鳥羽市ホームページ (<https://www.city.toba.mie.jp/kikaku/toukei/13kankou/kankou.html> 2020年5月13日アクセス)。
- 18)答志島トロさわらホームページ (<https://torosawara.com/topics.html> 2020年5月15日アクセス)。
- 19)同上。
- 20)鳥羽市ホームページ (<https://www.city.toba.mie.jp/shoukou/toba-marche/bunrui-chokubaisho.html> 2020年5月13日アクセス)。